

遵守事項

1. 申出者は、提供を受けた資料に係る介護保険被保険者（以下「本人」という。）の情報を、要綱第2条第2項各号以外の目的には使用しません。
2. 申出者は、本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を本人以外の者に提示又は提供しません。
3. 申出者は、病名等を本人に提供する場合は、医師の確認のもと本人に見せるようにします。
4. 申出者は、本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を複製しません。
5. 申出者は、提供を受けた資料を厳重に管理し、適正な保管に努めるとともに、紛失又は破損した場合は、直ちに東三河広域連合に連絡し、その指示に従い善処します。
6. 申出者は、提供を受けた資料を所持する必要がなくなった場合は、速やかに当該資料（複製したものを含む。）を責任をもって廃棄します。
7. 申出者は、東三河広域連合長から提供を受けた資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。
8. 申出者は、介護保険事業者等の従業者又は従業者であった者が、要綱第6条第1号から第7号を遵守するよう必要な措置を講じます。

注1) 上記の遵守事項に違反した場合、今後の資料提供が受けられなくなる場合があります。

注2) 郵送により申出をする場合は、身分確認書類のコピーと返信用封筒を同封してください。

参考（要綱抜粋）

要綱第2条第2項各号

- (1) サービス計画作成及び実施
- (2) 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における入所に関する検討のための委員会での特例入所対象者の判定及び施設への優先入所対象者の判定
- (3) 認知症日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定

要綱第4条第2号から第4号

- (2) 本人と介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントに係る契約を締結、又は締結しようとしている地域包括支援センター、介護予防支援事業者、基準該当介護予防支援事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業を行う者
- (3) 本人と居宅介護支援に係る契約を締結、又は締結しようとしている居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援事業者
- (4) 本人と契約を締結、又は締結しようとしている居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者